

児童相談所開設に伴い制定する条例一覧

No.	設置市事務名	条例名	所管課	制定根拠	規定項目(案)
1	—	世田谷区児童相談所設置条例	児童相談所開設準備担当部 児童相談所開設準備担当課	○児童福祉法第12条第1項及び第59条の4第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。	第1条 設置 第2条 名称、位置及び所管区域 第3条 委任
2	児童福祉審議会の設置に関する事務	世田谷区児童福祉審議会条例	子ども・若者部 子ども育成推進課	○児童福祉法第8条第三項及び児童福祉法施行令第45条の3第4項に基づく「児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」として、世田谷区児童福祉審議会の設置について定める。	第1条 設置 第2条 組織 第3条 臨時委員 第4条 委員長及び副委員長 第5条 招集 第6条 定足数及び表決数 第7条 委任
3	児童福祉施設に関する事務	世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	保育担当部 保育認定・調整課	○児童福祉法第45条及び児童福祉法施行令第45条の3第1項により、児童福祉施設の最低基準を定める。	第1章 総則(趣旨、最低基準の目的、児童福祉施設の一般原則 など) 第2章 助産施設(種類、入所させる妊産婦、職員 など) 第3章 乳児院(設備の基準、職員、乳児院の長の資格等 など) 第4章 母子生活支援施設(設備の基準、職員、母子支援員の資格 など) 第5章 保育所(設備の基準、職員、保育時間等 など) 第6章 児童厚生施設(設備の基準、遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項 など) 第7章 児童養護施設(設備の基準、職員、児童養護施設の長の資格等 など) 第8章 福祉型障害児入所施設(設備の基準、職員、入所支援計画の作成 など) 第9章 医療型障害児入所施設(設備の基準、職員 など) 第10章 福祉型児童発達支援センター(設備の基準、職員 など) 第11章 医療型児童発達支援センター(設備の基準、職員 など) 第12章 児童心理治療施設(設備の基準、職員、児童心理治療施設の長の資格等 など) 第13章 児童自立支援施設(設備の基準、職員、児童自立支援施設の長の資格 など) 第14章 児童家庭支援センター(設備の基準、職員 など) 第15章 雑則(委任 など)
4	指定障害児入所施設に関する事務	世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	障害福祉部 障害保健福祉課	○児童福祉法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、世田谷区における指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める。	第1章 総則(指定障害児入所施設等の一般原則 など) 第2章 指定福祉型障害児入所施設(設備に関する基準、運営に関する基準 など) 第3章 指定医療型障害児入所施設(設備に関する基準、運営に関する基準 など) 第4章 雑則(委任)
5	障害児通所支援事業に関する事務	世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	障害福祉部 障害保健福祉課	○児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、世田谷区における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める。	第1章 総則(指定障害児通所支援事業者等の一般原則 など) 第2章 児童発達支援(設備に関する基準、運営に関する基準 など) 第3章 医療型児童発達支援(設備に関する基準、運営に関する基準 など) 第4章 放課後等デイサービス(設備に関する基準、運営に関する基準 など) 第5章 居宅訪問型児童発達支援(設備に関する基準、運営に関する基準 など) 第6章 保育所等訪問支援(設備に関する基準、運営に関する基準 など) 第7章 多機能型事業所に関する特例(設備の特例 など) 第8章 雑則(委任)
6	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例	世田谷保健所 感染症対策課	○児童福祉法第19条の4第1項の規定により、小児慢性特定疾病審査会を設置する。	第1条 趣旨 第2条 組織 第3条 招集 第4条 会議 第5条 委員以外の者の出席等 第6条 守秘義務 第7条 庶務 第8条 委任